

【機密性2】

令和6年12月

## 少年審判手続について

司法研修所

## はしがき

この冊子は、従前から司法修習生に対し少年保護事件に関する修習の参考資料として配付されていたものであるが、令和3年に特定少年に関する保護事件の特例等に関して少年法等が改正されたことに伴い、内容面について改めて見直し、必要な改訂を施した。司法修習生が、家裁修習において、この冊子を適宜参考することにより、少年法及び少年審判手続についての理解を深めることを大いに期待している。

令和6年12月

司法研修所刑事裁判教官室

## 目 次

《少年審判手続の概要》 -----	1
第 1 少年法の二つの機能-----	2
第 2 少年審判の対象 -----	2
1 少年保護事件 -----	2
2 審判の対象となる少年 -----	3
第 3 少年審判の特色 -----	4
1 教育主義 -----	4
2 審問手続構造—関係者の協力 -----	6
第 4 事件の受理 -----	8
第 5 調　　査 -----	9
1 調査の開始 -----	9
2 家庭裁判所調査官の調査(社会調査) -----	10
第 6 審　　判 -----	13
1 審判の開始 -----	13
2 審　　判 -----	14
3 試験観察 -----	16
第 7 終局決定 -----	17
1 処遇選択 -----	17
2 審判不開始 -----	17
3 不　處　分 -----	19
4 知事又は児童相談所長送致 -----	19
5 檢察官送致 -----	19
6 保護処分 -----	21
第 8 交通関係事件の取扱い -----	24

第9 保護処分の執行及び取消し	24
1 処遇の実施	24
2 家庭裁判所の決定後の処置	26
3 保護処分の取消し	26
<参考>少年法の沿革	28

## 《少年審判手続の概要》

### 事件の受理

#### 【審判の対象となる少年】(3頁)

- 犯罪少年(法3 I ①) ○触法少年(法3 I ②)  
○ぐ犯少年(法3 I ③)



#### 【法的調査(法8 I )】(9頁)

裁判官が、送致機関から送付された事件記録に基づき、審判条件や非行事实の存否について審査



#### 【観護措置(法17 I ②)】(12頁)

- ・鑑別所に収容して心身鑑別を実施し、適切な処遇を判定
- ・通常の事件では期間は最長4週間



#### 【社会調査(法8 II )】(10頁)

調査官が裁判官の調査命令に基づいて要保護性の判断資料を収集し、適切な処遇を明らかにする



#### 【審判期日における審理(法22)】(13頁)

- ①非行事实の審理
- ②要保護性の審理

※手続は非公開



#### 終局決定(17頁)

- 不処分(法23 II )
  - 知事又は児童相談所長送致(法18、23 I )
  - 検察官送致(法20 I 、23 I [刑事処分相当])
  - 保護処分(法24 I )…①保護観察 ②児童自立支援施設等送致 ③少年院送致
- ※ 要保護性の有無、程度に応じた処遇を選択するのが基本

### 手続の関与者

- 裁判官
  - 保護者(親権者、同居の親族等)
  - 付添人(通常は弁護士)
  - 検察官(否認事件で法22の2 I の関与決定があった場合のみ)
  - 被害者 等
- ※ 職権主義の審問的手続のため、付添人と検察官は審判の協力者という位置付け

### 審判の対象

- ①非行事实
- ②要保護性(再非行の危険性が中心)

### 終局決定(17頁)

- 審判不開始決定(法19 I )
- 検察官送致(法19 II [年齢超過]、20 I [刑事処分相当])
- 知事又は児童相談所長送致(法18)



#### 【試験観察(法25)】(16頁)

調査官が社会内における少年の行動等を観察し、適切な処遇を見極める中間処分



## 第1 少年法の二つの機能

少年法は、刑事司法制度の一部としての司法的機能に加え、少年をできるだけ教育して更生させようという教育的機能の二つの機能を有しているといわれている。少年法の解釈、運用に当たっては、この両機能の調和を図ることが必要であり、本書でも随所で触れるとおり、その理念は、刑事訴訟手続との違いとして少年審判手続のあらゆるところに表れている。

## 第2 少年審判の対象

### 1 少年保護事件

家庭裁判所は、非行があるとされる少年について非行事実の有無を確定し非行事実が認められなければ審判不開始又は不処分の決定をし、非行のある少年に対しては、その性格、環境の問題点に応じて、審判不開始、不処分、知事又は児童相談所長送致、保護処分又は刑事処分のいずれかを選択する。家庭裁判所は、少年審判手続の過程で種々の教育的働き掛け(実務上「保護的措置」又は「教育的措置」という。)をしており、非行のある少年に対して審判不開始又は不処分の決定がされるのは、このような働き掛けの結果、少年の問題が解消又は低減され、保護処分をするまでの必要がなくなった場合がほとんどである。なお、家庭裁判所は、保護処分の決定は行うが、刑事処分については、刑そのものを科すことはせず、刑事処分が必要と認めた事件は検察官に送り返し、検察官がこれを成人同様、刑事裁判所に起訴し、そこで刑事訴訟手続により刑が決せられる。

このような家庭裁判所における非行少年の事件を少年保護事件と呼

び、家庭裁判所がこの事件を扱う手続を少年審判手続又は少年保護事件手続という。非行少年の事件も、家庭裁判所に送致される前の被疑者段階及び家庭裁判所から検察官に送り返され、地方裁判所又は簡易裁判所に起訴される段階では刑事事件である。

## 2 審判の対象となる少年

少年審判の対象となるのは非行のある少年(少年法 1 条。以下括弧内では「法 1」のように略す。)である。

- (1) 旧少年法<sup>1</sup>では 18 歳未満が少年とされていたが、現行少年法では審判の時に 20 歳未満である者が少年である(法 2 I)。18 歳及び 19 歳の者については、近年の法改正により、憲法改正に関する国民投票権及び選挙権が与えられるとともに民法上も成年と取り扱われることになり、社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場と位置付けられるようになったことを踏まえ、令和 3 年法律第 47 号(以下「令和 3 年改正法」という。)において、18 歳以上の少年を特定少年とし(法 62 I)、保護事件等の取扱いについて特例が設けられた。
- (2) 審判の対象となる非行のある少年(法 1)は、次の 3 種類である(法 3 I)。

その 1 は罪を犯した少年(犯罪少年)であり、その 2 は刑罰の定めのある法令に触れる行為をしたが、行為の時 14 歳未満であるため、刑法上罪を犯したことにならない少年(触法少年)であり、その 3 は保護者の正当な監督に服しない、正当な理由がないのに家庭に寄り付かない、あるいはいかがわしい場所に出入りするなどの一定の事由(ぐ犯

---

<sup>1</sup> 本巻末尾の〈参考〉少年法の沿革を参照。

事由)があり、その性格や環境から見て将来罪を犯すおそれ(ぐ犯性)のある少年(ぐ犯少年。なお、特定少年については適用が除外されている(法65I。)である。したがって、これ以外の、例えば、ぐ犯にまで至らないような程度の軽い問題少年、不良少年は少年審判の対象とはならず、警察の補導や児童福祉法上の指導の対象となるにとどまる。

このように、刑法上、犯罪とならない14歳未満の者の行為や、まだ罪を犯していないぐ犯少年をも審判の対象にしているのは、少年審判の目的が、少年の非行性を取り除き、将来の犯罪を防ぐことにあることによる。この目的からすれば、少年が罪を犯す危険性の強い状態にある以上、まだ罪を犯していないともこれらの少年について非行防止のための措置を講じることが必要となるからである(ここから、少年審判は、しばしば予防的司法と呼ばれる。)。

ただし、家庭裁判所が実際に扱う少年の大部分は犯罪少年であり、ぐ犯少年や触法少年は少ない。令和4年(4月以降)<sup>2</sup>の少年保護事件全体で見ると<sup>3</sup>、約99%が犯罪少年で、ぐ犯少年、触法少年は合わせても約1%にも満たない。

### 第3 少年審判の特色

#### 1 教育主義

少年法は、非行を犯した少年について、原則として、できるだけ処罰でなく、教育的手段によってその非行性を矯正し、更生を図ることを目

<sup>2</sup> 以下、令和4年の統計数値はいずれも同年4月から12月までのものである。

<sup>3</sup> 簡易送致事件、反則金不納付事件、移送・回付事件及び併合審理され、既済事件として集計しないものを除く。以下、統計の数値において同じ(ただし、新受人員の統計を除く。)。

的としており（法1）、刑罰は、このような教育的な手段によって処遇することができないか、不適当な場合に限って科せられることになっている。これは、少年は、精神的に未熟、不安定で、環境の影響を受けやすく、非行を犯した場合にも必ずしも深い犯罪性を持たないものが多く、これを成人と同様に非難し、その責任を追及することは適当でないということと、少年は、たとえ罪を犯した場合にも人格の発達途上にあるものとして、成人に比べればなお豊かな教育的可能性（可塑性）を持っているのであるから、指導や教育によって再非行を防止すれば、社会にとっても将来にわたって犯罪者が少なくなるという意味で利益であるということに基づいている。

現行少年法は、全ての事件を家庭裁判所に送らせ（全件送致、法41、42）、家庭裁判所において保護処分や刑事処分が必要かどうかを判断させることとしている<sup>4</sup>。これは、処罰より教育を重視しようとする教育主義の表れといってよい。そして、刑事裁判における量刑では、犯情の重さに見合った刑を科す行為責任の原則が妥当し、罪刑の均衡が要請されるが、少年審判においては、教育主義の帰結として、基本的に少年の要保護性の有無・程度に応じて終局処分が決定されるため、非行事実の犯情の重さと処分の均衡は緩やかなものであっても許容される点が特色となっている（ただし、後記のとおり、特定少年の場合には犯情の重さが処分の上限を画する旨の特例が設けられている）。少年の非行の原因は様々であり、性格、環境の問題点も多岐にわたるから、これに対処して少年の非行性を取り除き、その再非行防止を図るには、処遇の段階でも個々のケースの特性に応じた処遇を行うことが必要になる。

---

<sup>4</sup> 旧少年法では、まず検察官に刑事処分か保護処分かの選択をさせ（検察官先議）、検察官が刑罰は相当でないと判断した事件のみが少年審判所に送られることになっていた。

以上のとおり、少年審判が教育的機能を有しているとはいえる、司法機関としての家庭裁判所がこれを行うという意味において、その司法的機能も重要な機能であることに留意すべきである。例えば、法20条1項は、禁錮<sup>5</sup>以上の罪に当たる事件について、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、家庭裁判所はこれを検察官に送致することとし、また、同条2項は、一定の重大事件について、原則として検察官送致決定をしなければならないとしている。法20条は、少年審判が、少年の健全育成という教育的機能だけではなく、社会公共の安全と福祉を維持するという司法的機能を併せ持つことを示しているものと考えられる。また、刑事裁判手続と同様に、少年の人権保障や適正手続保障、事案の真相解明も少年審判の目的に含まれるものと解されている点なども、司法的機能重視の具体的表れということができよう。

## 2 審問手続構造一関係者の協力

少年審判は、刑事訴訟のような対立当事者(原告たる検察官と被告人)を持たない審問的手続であり、裁判官が主宰して職権的に進められる<sup>6</sup>。少年のほか、手続に加わる保護者、付添人、家庭裁判所調査官、保護観察官、保護司、法務技官、法務教官、教員などの関係者は、いずれも、少年の再非行防止の目的に対して協力関係に立つ(少年審判規則25条2項、28条、29条。以下括弧内では「規25II」のように略す。)。

付添人(多くは弁護士)は、刑事訴訟手続における弁護人とは性格が異なり、第一次的には、少年保護事件手続の目的が適正に実現されるため

<sup>5</sup> 令和4年法律第68号により「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める改正がされ、同改正部分は令和7年6月1日施行予定である。以下の「懲役」及び「禁錮」につき同じ。

<sup>6</sup> 多くは単独の裁判官により行われるが、非行事実が激しく争われる重大事案や被害者等による審判傍聴実施事件などにおいては、合議体による審判が行われることもある(裁判所法31の4II①による裁定合議決定をした場合)。

の裁判所に対する協力者であるが、少年の権利の擁護者、代弁者としての弁護人的性格も有する。家庭裁判所は、検察官関与決定をした場合(法22の3Ⅰ)や被害者等からの申出により審判の傍聴を許す場合(法22の5Ⅱ)において、少年に弁護士である付添人がいないときには、弁護士である国選付添人を付さなければならない。また、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役・禁錮に当たる罪の事件で少年鑑別所送致の観護措置がとられており、かつ少年に弁護士である付添人がいない場合(法22の3Ⅱ)において、その必要があると認めるときは、弁護士である国選付添人を付すことができる。付添人の権限については、保護者と共に通の権限と付添人固有の権限とがある。保護者と共に通なものとしては、審判出席権(規28Ⅳ)、意見陳述権(規30)等があり、固有なものとしては、証人等尋問権(法14Ⅱ。ただし、証人尋問等の請求権はない。)、少年本人質問権(規29の4)、記録等閲覧権(規7Ⅱ)等がある。

検察官は、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役・禁錮に当たる罪の事件について非行事実を認定するための審判の手続に関与することがある(法22の2Ⅰ)が、その場合でも刑事訴訟手続における検察官とは性格が異なり、あくまで家庭裁判所の手続主宰権に服しつつ審判の協力者として手続に関与する。検察官の権限としては、非行事実の認定に資するため必要な限度での審判出席権(規30の6Ⅰ)、証人等尋問権(規30の8Ⅰ。ただし、証人尋問等の請求権はない。)、少年本人質問権(同Ⅱ)、意見陳述権(規30の10)及び記録等閲覧権(規30の5)のほか、抗告受理申立権(法32の4)等がある。

職権主義的な基本構造の下で対立当事者を持たない審問的手段が採られている理由として、関係者の協力の下に裁判官が直接少年に対して語り掛け、教育的な働き掛けを行うことができる手続が少年審判の本質にふさわしいということが挙げられる。実際、少年審判で扱われる事件

の大半は、非行事実の存否に争いがなく、比較的軽微なものであるため、事件関係者が攻撃防御を行って対立し合う手続よりも、少年審判の場自体が教育の場としての意味を持つような審問的手続の方が適しているといえよう。他方、非行事実の存否がし烈に争われているような事件などでは、証拠の収集、吟味に検察官という公益的視点を加えるとともに、裁判所と少年側との対峙状況を回避させ、裁判官を公正中立な判断者の立場に専念させることが、少年審判の事実認定の適正化に資することは明らかである。

#### 第4 事件の受理

前述のように、家庭裁判所に送られる少年は犯罪少年がほとんどであるが、少年の場合も、犯罪事件はまず、警察の捜査によって始まるのが通常である。そして、司法警察員から家庭裁判所に直接送致できるのは、罰金以下の刑だけが規定されているような軽い罪の事件（法41）に限られており（ただし、特定少年にその制限はない。法67I）、それ以外の事件は、警察から検察官に送致しなければならないことになっているから、家庭裁判所には検察官から送致されるものが最も多い。一般保護事件<sup>7</sup>で見ると、検察官からの送致は、令和4年では新受人員の85.1%を占め、司法警察員からの送致は4.1%であって、この二つの送致が大部分を占めている<sup>8</sup>。

<sup>7</sup> 少年保護事件のうち道路交通保護事件（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）を除いたもの。

<sup>8</sup> 少年保護事件が家庭裁判所に受理されるのは、本文に記載の送致のほか、通告及び報告による。送致は、上記のとおり司法警察員（法41）、警察官（法6II）及び検察官（法42）によってなされるほか、知事又は児童相談所長（法3II、児童福祉法27I④、法6の7II、児童福祉法27の3）によってなされ、通告は一般人（法6I）、報告は家庭裁判所調査官（法7I）によってなされる。なお、通告の特殊なものとして、保護観察所長（更生保護法68）によるものがある。

ここで注意しなければならないのは、司法警察員も、検察官も、少年事件について捜査を終えた場合、犯罪の嫌疑があれば、全て家庭裁判所に送致しなければならないことになっており(法41、42)、成人の場合のように警察限りで事件を終わらせる微罪処分や、検察官の下で事件を終局させる起訴猶予処分は認められないということである。このように、いわゆる全件送致の建前が採られているのは、既に述べたとおり、少年審判の特色として教育主義があり、少年の非行性を早期に取り除き、再非行を未然に防止するには、少年の事件がたとえ犯罪としては小さな場合にも、その背後に性格的、環境的な問題があるときにはこれを探し出し、適切な措置を加える必要があるということに基づいている。そのためには、少年の事件は、このような問題点に対する専門的な調査機構を持ち、非行メカニズムを分析して再非行の危険性を的確に評価するとともに、手続を通じて再非行防止のために教育的働き掛けを行うことを使命とする家庭裁判所に全て送致させ、専門的観点からの調査と判断に委ねるのが適当であるとされたのである。なお、刑事裁判手続では起訴状一本主義が妥当するのとは異なり、少年審判手続では、事件の送致の時点で送致機関作成の事件記録一式が家庭裁判所に送付される(規8Ⅱ)。

## 第5 調 査

### 1 調査の開始

家庭裁判所は、事件を受理するとこれについて調査をしなければなら

---

刑事裁判手続において、事件が裁判所に受理されるのは、原則として検察官による起訴の方法のみであるから、これに比較すると、このように事件の受理が各方面から幾通りもの方法によって行われることは少年審判の特徴の一つといってよい。

ない(法 8 I)。少年審判では、非行事実の有無を確定するとともに、少年の非行原因を探りその再非行防止のための手立てを講じることになっている。したがって、家庭裁判所が行う調査には、非行事実の有無等に関する法的調査と、要保護性(その定義については諸説があるが、再非行の危険性がその中心をなす。)の判断のための資料収集等を行う社会調査とがある。

事件の配てんを受けた裁判官は、まず、記録を精査して非行事実の有無等について法的調査を行い、裁判所書記官は、法的調査について裁判官を補佐する。その結果、非行事実が存在するとの蓋然性を認めることができる場合には、原則として家庭裁判所調査官に社会調査を命ずる(法 8 II、9)。しかし、この法的調査に当たって、少年が非行事実を争っているような場合であるとか、証拠関係に不明な点があつて非行事実の認定にはかなり問題があると考えられる場合には、裁判官は、家庭裁判所調査官による調査の前に、審判期日を開いて証拠調べ等を行うことがある。これは、後に述べるように、社会調査が少年や保護者のプライバシーに深く関わるものであることから、非行事実の有無が明らかでないうちに調査を行うことは、少年の人権保護の見地から不適当と考えられるからである。もっとも、少年について観護措置がとられている場合には、観護措置の特別更新(法 17 IVただし書)が認められる場合であっても最長 8 週間の観護措置期間中に非行事実の存否に関する審理だけでなく、要保護性に関する社会調査も終えなければならないという時間的制約があることから、非行事実に関する証拠調べと並行して社会調査を進めることも少なくない(このような場合、手続を円滑に進めるために少年や付添人の理解を求める運用が多い。)。

## 2 家庭裁判所調査官の調査（社会調査）

(1) 社会調査は、特に心理学、社会学、教育学その他の行動科学の知見や技法を活用して行われる科学的・専門的調査(法9)であり、その内容も非行の動機、少年の性格、行動傾向、交友関係、生活史、家庭環境、学校・職業関係など多岐にわたる。この調査を通して少年自身及び少年を取り巻く環境の問題点を探り出し、どのようにして少年が非行に陥ったか(非行メカニズム)を明らかにするとともに、再非行の危険性を的確に評価した上で、少年に再び非行を行わせないためにはどのような手立てを講じればよいのかが検討されるのである。

(2) このような科学的・専門的な社会調査を法律家だけで行うことは到底困難であるから、家庭裁判所には、家庭裁判所調査官という高度の専門性を備えたスタッフが配置されている<sup>9</sup>。

少年保護事件における処遇選択は、非行事実と要保護性の内容を踏まえてされるところ、その性質上、要保護性の有無・程度の認定が処遇選択に非常に重要な意味を持つ。家庭裁判所調査官の調査結果を中心とする社会調査の結果は、適正な処遇選択を行う前提としての要保護性判断の重要な資料となる。

(3) 社会調査の方法の中心は面接調査である。家庭裁判所調査官は、原則として少年及び保護者、場合により学校の教師、職場の雇主、保護観察官、保護司、児童福祉司、被害者などと面接して少年の要保護性に関する問題点を調査したり、関係者と少年の処遇上の問題点について意見の交換を行う。また、必要に応じて、少年に性格検査等の各種検査を行ったり、家庭、学校、職場、近隣に出向いて環境の調査をしたりするほ

---

<sup>9</sup> 家庭裁判所調査官は、裁判所職員採用総合職試験(家庭裁判所調査官補)に合格後、家庭裁判所調査官補として、約2年間の養成課程において、心理学、社会学、社会福祉学、教育学等の行動科学の知見や技法を習得し、修了試験を経て任官する。このような専門スタッフは、少年裁判所制度に欠かせないものであるが、我が国の家庭裁判所調査官は、諸外国の類似制度と比較しても極めて優秀な陣容といわれている。

か、書面による各種照会も行う。調査に当たっては、少年の情操や名誉を傷つけないように、また、関係者の秘密を守るよう十分に注意を払っている。調査は、一人の家庭裁判所調査官が単独で行うこともあるが、より一層充実した調査を行うために、複数の家庭裁判所調査官が共同して行う共同調査も行われている。さらに、家庭裁判所調査官は、家庭裁判所が必要があると認めるときは、その命令を受けて、保護者に対し、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、調査において、訓戒、指導その他の適当な措置をとることができる(法25の2)。

なお、家庭裁判所調査官が、被害者等に書面で照会したり、面接したりして、被害の実情、被害者等の置かれた立場や心情等を調査することも多い。

- (4) 的確な事例理解や効果的な働き掛け、適切な処遇選択等のために必要な場合には、心身の検査や鑑別が実施される。次に述べる観護措置によって少年鑑別所に収容して行われるほか、家庭裁判所調査官によって心理テストが行われることもある。
- (5) 家庭裁判所が審判を行うため、少年の心情の安定を図りながら心身の鑑別を行うとともにその身柄を保全するための方法として観護措置(法17)がある。観護措置には、少年を家庭等に置いたまま、家庭裁判所調査官が隨時連絡をとつて少年を確保しておく方法(法17Ⅰ①)と、少年を家庭等から引き離して少年鑑別所に収容する方法(法17Ⅰ②)の2種類があるが、前者はほとんど利用されておらず、通常、観護措置というと後者を指す。少年鑑別所は、観護措置決定を受けた少年を収容し、行動を観察しつつ心身の鑑別を行うなどするための施設であつて、収容期間は、原則として2週間であるが、特に継続の必要があるときは更新でき(法17Ⅲ)、さらに、犯罪少年に係る死刑、懲役又は

禁錮に当たる罪の事件でその非行事実の認定に関し証人尋問等を行うことを決定したもの等について少年を収容しなければ審判に著しい支障が生じるおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合には、最長8週間まで更新できる（観護措置の特別更新、法17IVただし書）。観護措置の決定手続においては、適正手続保障の見地から、黙秘権・付添人選任権の告知や非行事実の告知と聴聞の手続を行うこととされている（規19の3）。観護措置は、令和4年で見ると、終局決定があつた人員中、一般事件<sup>10</sup>では、23.7%である。観護措置決定又は観護措置更新決定に対しては、少年、その法定代理人又は付添人は、異議の申立てをすることができる（法17の2、17の3）。

## 第6 審 判

### 1 審判の開始

調査が終了すると、家庭裁判所調査官は、自らの調査の結果を、少年鑑別所の鑑別結果通知書などとともに、意見を付けて裁判官に提出する。裁判官は、これらの社会調査によって作成された少年調査記録（社会記録）と警察、検察官、児童相談所から送られた少年保護事件記録（法律記録）を併せてこれを総合的に検討する。

観護措置をとられた身柄事件の場合は、観護措置の要件として審判を開く蓋然性が要求されている関係で、家庭裁判所調査官に社会調査を命ずる（調査命令）際に併せて審判開始決定をする例が多い<sup>11</sup>。これに対

<sup>10</sup> 少年保護事件から交通関係事件（過失運転致死傷等事件（（無免許）過失運転致死傷事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件及び（無免許）危険運転致死傷事件）及び道路交通保護事件（前注7参照））を除いたもの。

<sup>11</sup> なお、裁量により国選付添人を付することが相当とされた事件については（法22条の3II参照）、国選付添人選任の手続を早期に進めるために、観護措置決定を行う際、

し、観護措置がとられていない在宅事件の場合は、調査の結果を見て審判開始の要否を判断することになり、審判を開くまでの必要性はないと認められるような場合には、審判を開かずに、審判不開始(法19Ⅰ)の決定をし、審判を行う必要があると認める場合には審判開始(法21)の決定を行うことになる。

## 2 審 判

ここでいう「審判」とは、裁判官によって、審判期日に、審判廷で行われる審理手続のことである。

審判の指揮は、裁判官(合議事件の場合には裁判長)が行う(法22Ⅲ)。審判には、裁判所書記官が列席し(規28Ⅰ)、原則として家庭裁判所調査官も出席する(規28Ⅱ)。付添人は審判に出席することができる(規28Ⅳ)。

少年及び保護者は必ず呼び出されなければならず(規25Ⅱ)、少年が出席しなければ審判は行えない(規28Ⅲ)。他に必要に応じて、保護観察官、保護司、児童福祉司、少年鑑別所・少年院の教官や技官、親族、教師、雇主、補導受託者などが出席する(規29)。検察官関与決定があった場合には、検察官も出席することができる(規30の6)。

審判は非公開とされる(法22Ⅱ)。これは、少年審判の性質上、少年の出生の秘密など少年や保護者のプライバシーに深く関わる事項についてまで家庭裁判所調査官が調査し、裁判官がこれを審判廷で確認するなどといったことが行われる可能性があるところ、審判が公開されるならば、そのような調査、審判を行うことが困難となり、結局は適正な処遇選択を行って少年の再非行を防止するという少年審判の本質的な機

---

併せて審判開始決定も行い、少年に告知をするという運用を行っている例もある。

能に支障を生じるおそれがあるからである。

なお、家庭裁判所は、殺人事件等一定の重大事件(行為時12歳未満の触法少年に係る事件を除く。)の被害者等から申出がある場合に、少年の年齢や心身の状態等の事情を考慮して少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、少年審判の傍聴を許可することができる(法22の4)。また、家庭裁判所は、犯罪少年又は触法少年に係る事件の被害者等から申出がある場合において、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、審判期日における審判の状況を説明するものとされている(法22の6)<sup>12</sup>。

審判は、訴訟の弁論のような形を探らず、裁判官を中心になり、関係者の協力を得て、懇切かつ和やかなうちにも、少年に対し自己の非行について内省を促すものとするため、厳粛な雰囲気の中で行われる(法22I)。そこで、裁判官(合議事件の場合には裁判長)は、適正手続保障の見地から、供述を強いられることはないことを分かりやすく説明した上、審判に付すべき事由の要旨を告げ、これについて、少年及び付添人の言い分を十分に聴き(規29の2)、まず非行事実について審理を行う。非行事実について争いがあるときは、必要に応じて証拠調べが行われるが、その手続については、少年事件の保護事件としての性質に反しない限り、刑事訴訟法の規定が準用される(法14II)<sup>13</sup>。非行事実に関する証拠調べは、家庭裁判所の職権によってなされるが、その範囲、限度及

---

<sup>12</sup> 他に被害者等に關係する手続として、裁判所は、被害者等から、保護事件の記録(社会記録を除く。)の閲覧又は謄写の申出があったときには、その申出の理由が正当でないと認める場合及び閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、被害者等に対して、閲覧又は謄写をさせるものとされている(法5の2)。また、家庭裁判所は、被害者等の申出があれば、原則として、被害に関する心情その他の事件に関する意見を聴取する(法9の2)。

<sup>13</sup> 同様に、保護事件としての性質に反しない限り、刑事訴訟規則の規定も準用される(規19)。

び方法は、家庭裁判所の合理的な裁量に委ねられていると解されている。証拠法則についても、自白の証拠能力や証明力の問題は刑事手続と同じように扱われるのが一般的であるが、伝聞法則は採用されていない。しかし、少年審判において伝聞証拠に証拠能力を認める結果、少年の権利が実質的に害されることのないよう留意する必要がある。また、非行事実が激しく争われる重大事案などにおいては、合議体による審理や検察官及び弁護士である付添人が関与した審理が行われる例が多い。

非行事実についての審理の結果、非行事実の存在について確信に至る心証を得た場合、続いて家庭裁判所調査官による調査結果を踏まえて要保護性についての審理を行い、少年に非行に対する責任を自覚させ、再び非行を犯さないとの意欲を喚起することに努め、出席している関係者の意見も聴いて、少年の再非行防止のための方針を立て、保護者等にその協力を促すのである。また、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対し、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、審判において、自ら訓戒、指導その他の適当な措置をとることができる（法25の2）。

### 3 試験観察

裁判官は、調査の結果、又は審判を行った上で、少年の処遇を選択するが、場合によっては、どのような処遇にするかを直ちに決めることが困難な場合がある。このような場合、相当の期間（通常は、おおむね3か月から4か月までを一応のめどとする）、少年を家庭裁判所調査官の観察に付すことがある。これが試験観察（法25）であり、適切な処遇選択をするために必要な場合に行われる。

試験観察においては、家庭裁判所調査官が、少年の動向を観察しながら、必要に応じて生活指導や環境の調整、職場、学校との連絡等を行い、

その間の少年の行動観察や環境調整の結果を考慮した上で最終的な処遇が選択される。試験観察は、このように終局的な処遇選択が留保されているため、少年に強い心理的強制を加えることができ、少年の再非行防止について著しい効果を上げることができる場合が多い。試験観察を行う際、特に民間の篤志家や施設に少年を預け、生活指導や職業補導などを委託することがあり、これを補導委託と呼んでいる。補導委託は、受託者の献身的な努力とあいまって、困難なケースにおいても少年の再非行防止に大きく役立つことが少なくない。

## 第7 終局決定

### 1 処遇選択

家庭裁判所に受理された少年保護事件については、裁判官によって終局決定がされる。いったん非行を犯した少年でも、できるだけその再非行を防止するための教育的な処遇を講じようとする見地に立ち、社会の安全にも十分配慮しながら、調査、審判の結果明らかになった少年の非行事実の大小と問題性の程度、内容に応じて適切と認められる処遇が選択されるのである。

終局決定には、①審判不開始(法19Ⅰ)、②不処分(法23Ⅱ)、③知事又は児童相談所長送致(法18、23Ⅰ)、④検察官送致(法20、23Ⅰ、19Ⅱ、23Ⅲ)。なお、特定少年の特例につき法62)、⑤保護処分(法24Ⅰ。なお、特定少年の特例につき法64Ⅰ)がある。

被害者等の申出がある場合には、相当でないと認められるものを除き、終局決定の内容等を通知する(法31の2)。

### 2 審判不開始(法19Ⅰ)

(1) 調査段階で事件を終局させる終局決定で、令和4年で見ると、特定少年以外の少年では42.1%、特定少年では33.4%を占める<sup>14</sup>。

内容により次の類型に分かれる。

ア 非行事実が認められないとか、審判のため法律上必要とされる手続上の要件が欠けているとか、少年の所在不明などのために審判を行うことができない場合

イ 調査段階の生活指導並びに家庭、学校、職場及び交友関係の調整などの教育的な働き掛けが行われた結果、再非行の見込みがなくなったと認められ、保護処分、刑事処分又は児童福祉法上の措置をとるまでの必要がないと認められる場合

ウ 現に、少年が他の事件で少年院、刑務所、児童自立支援施設、児童養護施設等に収容されているとか、保護観察を受けているため、それを継続することで足りり、改めて新たな処分をするまでの必要がないと認められる場合(実務上、「別件保護中」という。)

エ 非行性が非常に軽微で、警察段階の指導などによって再非行のおそれがないと認められる場合(事案軽微の場合)

(2) 一般事件で上記イの教育的働き掛けが行われたものは、令和4年では審判不開始の83.2%に及んでいる。これを、別件保護中の場合(10.8%)と合わせると、審判不開始の94.0%で何らかの措置が講じられていることになる。審判不開始は、その語感から野放しの処分という印象を与えがちであるが、その実態は、少年やその保護者の特性に応じ大部分についてこのような措置が講ぜられているのである。特に、事案や少年の問題性等に応じて、単に訓戒、指導す

<sup>14</sup> 特定少年以外の少年の比率は、特定少年以外(少年保護事件の終局総人員)の総数に対するものであり、特定少年の比率は、特定少年(少年保護事件の終局総人員)の総数に対するものである。以下同じ。

るだけではなく、公園清掃や老人ホームでの介助補助等の社会奉仕活動に少年を参加させたり、被害者の話を聞いてグループで話し合わせるなど、少年の内省を促し、自尊感情を高め、社会への帰属意識を高めるなどの効果を持った体験型の教育的働き掛けも行われている。

### 3 不処分(法23Ⅱ)

裁判官が審判で少年、保護者の言い分を直接聴いた上で保護処分等に付することなく事件を終局する決定で、令和4年では、特定少年以外の少年で20.6%、特定少年で23.1%を占める。内容的には、上記2に列挙した審判不開始のア、イ、ウに相当する類型に分かれ、一般事件で見ると、教育的働き掛けを行ったものが91.9%、別件保護中のものが7.3%であり、その他は極めて少ない。教育的働き掛けの内容は、審判不開始の場合と同様であるが、審判期日における裁判官による教育的働き掛けが行われる点で審判不開始の場合と異なる。

### 4 知事又は児童相談所長送致(法18、23Ⅰ)

児童福祉法による措置に委ねるために、児童福祉機関に事件を送致するもので、18歳未満の少年（特定少年以外の少年）に限られるが、件数は少なく、令和4年では1.1%にすぎない。

### 5 檢察官送致

#### (1) 二つの類型がある。

その1は、調査、審判の結果、本人が既に20歳を超えていることが判明した場合になされるもの(法19Ⅱ、23Ⅲ)である。

その2は、刑事処分を相当と認める場合になされるもの(法20Ⅰ、

23Ⅰ、62Ⅰ)で、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪に限られる。刑事処分相当と認められる場合には、実務上、①少年の非行性が保護処分によってはもはや矯正される見込みがない場合(保護不能)、②保護処分による矯正ないし改善更生も不可能ではないが、事案の内容や社会に与える影響等を考慮して、刑事責任を問い、その罪責を明らかにするのが相当と考えられる場合(保護不適)、③交通関係事件について、罰金刑に処せられることを見込んで行われるいわゆる罰金見込み検送の3つの類型があるとされ、検察官送致事件の大部分が③の類型の事件によって占められている。なお、特定少年については特例が設けられ、罰金以下の刑に当たる罪の事件についても検察官送致決定が可能とされている(法62Ⅰ)。少年保護事件の終局総人員で見ると、令和4年の割合は、特定少年以外の少年では0.04%にすぎないが、特定少年では8.6%に達している<sup>15</sup>。これは、もとより家庭裁判所が個々の事案と少年の特性を考慮して決定した結果であるが、下記のとおり、特定少年については、特例として、原則検察官送致対象事件の範囲が拡大されていることが影響していると考えられる。

16歳以上の少年が犯した故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪(殺人、傷害致死等)の事件については、調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときを除き、検察官送致決定をしなければならない(法20Ⅱ)。同項の法的性質については議論があるが、実務上では、対象事件について、その罪質及び情状の類型的な重さから保護不適が推定され、家庭裁判所が保護処分を選択するには、その推定を破る事情、すなわち保護処分を許容し

---

<sup>15</sup> 年齢超過による検察官送致(法19Ⅱ、23Ⅲ)を除く。

得る特段の事情が必要であると解されており、原則的検察官送致と呼ばれている。その対象事件（故意致死）での検察官送致率は、令和4年では64.3%（特定少年は81.8%）である。また、特定少年については、令和3年改正法において、原則検察官送致対象事件の範囲が拡大されており、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件で、犯行時16歳以上の少年に係るもの（法62Ⅱ①）に加え、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件で、犯行時特定少年に係るもの（同②）も対象とされている。行為時年齢が18歳以上の同事件（上記故意致死の事件を除く）における検察官送致率は、令和4年では、43.5%である。なお、特定少年の選挙犯罪等についての検察官送致に関して、特例が設けられている（法63）。

(2) 検察官に事件が送致されると、検察官は、これを地方裁判所又は簡易裁判所に起訴し、成人と同様の刑事裁判が行われる。特に、刑事処分が相当であるという理由で送致された事件については、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、少年法45条5号ただし書の場合を除いて、検察官は必ず公訴を提起しなければならず、起訴が強制される（法45⑤本文）。なお、少年の刑事事件に関しては、処分についての特則が設けられている（法第3章第3節）。更に特定少年については特例が設けられている（法第5章第2節）。

## 6 保護処分

(1) 保護観察（法24Ⅰ①）、児童自立支援施設又は児童養護施設送致（法24Ⅰ②）、少年院送致（法24Ⅰ③）の3種類があり、いずれも要保護性のある少年に対して、その解消、低減を目的として、審判を開いた上で言い渡されるもので、家庭裁判所の処遇選択の中核をなして

いる。

保護観察は、少年を家庭や職場に置いたまま、保護観察官や保護司が指導監督と補導援護を加え、少年の改善更生を図るものである。保護観察は対象者、実施方法、実施期間等により、一般保護観察、一般短期保護観察、交通保護観察、交通短期保護観察の4種類に分けて運用されている（特定少年については、後記(2)のとおり。）。

児童自立支援施設は、不良行為をなす児童等に必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設であり、児童養護施設は、環境上養護を要する児童を養護し、併せてその自立を支援することを目的とする施設であって、いずれも児童福祉施設である。

少年院は、保護処分の執行を受ける者等を収容し、これらに対し、生活指導、職業指導、教科指導等の矯正教育その他の処遇を行う施設である（少年院法3、24～29）。従来、少年院には初等、中等、特別、医療の4種類（旧少年院法21）があったが、平成26年に制定された少年院法は、従来の初等少年院と中等少年院を併せて第一種、従来の特別少年院を第二種、従来の医療少年院を第三種、刑の執行を受ける者を収容する少年院を第四種に整理再編し、さらに、令和3年改正法により、法64条1項2号の保護観察中の遵守事項違反の程度が重い特定少年を収容する第五種が設けられた（少年院法41）。なお、少年院の矯正教育課程として様々なものが設けられているが、期間に着目すると、第一種少年院には、標準的な期間を6月以内の期間とする課程（短期義務教育課程、短期社会適応課程）が設けられている（その他の課程の標準的な期間は2年以内の期間）。少年院送致は、少年の自由を拘束する点で最も強力な保護処分である。

(2) 少年が特定少年である場合には、不処分等（法23）の場合を除いて、審判を開始した事件につき、犯情の軽重を考慮して相当な限度を

超えない範囲内において、①6月の保護観察、②2年の保護観察、③少年院送致のいずれかの保護処分をしなければならないこととされた（法64Ⅰ本文）。なお、罰金以下の刑に当たる罪の事件については、①の保護処分に限りすることができる（同ただし書）。この特例は、民法上の成年とされ、監護権の対象から外れる特定少年に対して、保護の必要性を理由として、犯情の重さに照らして許容される限度を超える処分を行うことは、法制度としての許容性・相当性の点で慎重であるべきと考えられたために設けられたものである。

家庭裁判所が上記②の決定をする場合、決定と同時に、1年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して、遵守事項違反があった場合に少年院に収容することができる期間を定めなければならない（法64Ⅱ）。なお、上記②の決定を受けた者が、遵守事項を遵守しなかったと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、保護観察所の長の申請により、家庭裁判所は少年院に収容する決定を行う（法66Ⅰ）。

また、家庭裁判所が上記③の決定をする場合、3年以下の範囲内において、犯情の軽重を考慮して、少年院に収容する期間を定めなければならないこととされている（法64Ⅲ）。

- (3) 保護処分は、令和4年で見ると、少年保護事件全体の32.2%である。特定少年以外の少年で見ると、保護処分の中では保護観察が最も多く、79.7%を占め、少年院送致が17.5%でこれに次ぎ、児童自立支援施設・児童養護施設送致は2.8%となっている。特定少年では、保護観察が87.8%、少年院送致が12.2%である。
- (4) 保護処分決定に対しては、少年、その法定代理人又は付添人は、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不

当を理由とするときに限り、2週間以内に、高等裁判所に抗告をすることができるとしている(法32)。検察官は、検察官関与決定がされた場合においては、保護処分に付さない決定又は保護処分の決定に対し、検察官関与決定があった事件の非行事実の認定に関し、決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認があることを理由とするときに限り、高等裁判所に対し、2週間以内に、抗告審として事件を受理すべきことを申し立てることができる(法32の4)。抗告審の決定に対しては、少年、その法定代理人又は付添人は、憲法違反又は判例違反を理由とする場合に限り、2週間以内に、最高裁判所に対する不服申立てである再抗告を行うことができる(法35I)。

## 第8 交通関係事件の取扱い

交通関係事件については、交通非行の態様及び問題性の共通性、類型性から、各家庭裁判所において、講習や集団審判を行うなどの工夫をして、一般の事件とは異なった取扱いをしている。また、保護処分についても、交通保護観察や交通短期保護観察、少年院における交通安全教育などの交通要保護性に応じた多様な保護処分が工夫され活用されている。なお、令和4年では、新受人員全体のうち過失運転致死傷等事件<sup>16</sup>が18.4%、道路交通保護事件<sup>17</sup>が23.9%を占めている。

## 第9 保護処分の執行及び取消し

### 1 処遇の実施

---

<sup>16</sup> 前注10参照。

<sup>17</sup> 前注7参照。

保護処分に付された少年について処遇の実施を担当するのは、保護観察所、児童自立支援施設、児童養護施設及び少年院である。

法24条1項1号の保護観察の期間は、少年が20歳に達するまで（その期間が2年に満たない場合は2年）である（更生保護法66）<sup>18</sup>。

また、特定少年に対する法64条1項1号又は2号の保護観察の期間は、6月又は2年である。

法24条1項2号の児童自立支援施設、児童養護施設に入所した後の処遇は、知事又は児童相談所長の判断に委ねられる。

法24条1項3号の少年院送致決定を受けた少年に対する少年院の収容期間は、少年が20歳に達するまであり、決定がなされた日から起算して1年を経過していないときは、その日から起算して1年間である（少年院法137Ⅰ）。法64条1項3号の少年院送致決定を受けた特定少年に対する少年院の収容期間は、犯罪の軽重を考慮して3年以下の範囲内で裁判所が定める（法64Ⅲ）。なお、法24条1項3号の少年院送致決定を受けて少年院に収容されている少年について一定の必要がある場合、少年院長が家庭裁判所に申請し、家庭裁判所は、その申請に理由があると認めるときは、期間を定めて更に収容を継続する決定をしなければならない（収容継続申請事件。少年院法138、139）。また、法24条1項3号の少年院送致決定を受けた少年が少年院を仮退院して保護観察に付されたものの、行状不良で少年院での再教育を必要とするときは、地方更生保護委員会の申請により、家庭裁判所は、少年院に戻して収容する旨の決定をすることができる（戻し収容申請事件。更生保護法71、72。なお、特定少年に対する少年院送致決定（法64

---

<sup>18</sup> 保護観察所長が、法24条1項1号の保護観察を受ける少年について、新たにぐ犯事由があると認めて、家庭裁判所に通告した場合において、当該少年が18歳以上であるときは、18歳に満たない少年とみなして少年法の規定が適用される（更生保護法68Ⅱ）。

I(③)を受けた仮退院者が遵守しなかった場合には、仮退院の取消しによる（更生保護法73の2）。

## 2 家庭裁判所の決定後の処置

保護処分の決定をした場合、家庭裁判所は、執行機関でその少年の処遇を実施する際の参考のために、社会記録（決定書謄本を含む。）を執行機関に送付することになっており（規37の2）、その際少年の処遇に関する意見書や処遇勧告書を付けることができるが、その後も、家庭裁判所は、その少年の動向に关心を払い、できるだけ成績を観察するとともに、家庭裁判所として、執行機関から報告を求め、必要があれば少年の処遇について勧告ができることになっている（法28、65IV、規37の2、38）。

## 3 保護処分の取消し

保護処分の取消しは、①保護処分の継続中、有罪判決が確定し、又は新たな保護処分がされたときに、競合する処分を調整するために行われるもの（法27）と、②本人に対し審判権がなかったこと、又は14歳未満の少年について知事若しくは児童相談所長からの送致（法3II）を経ないで保護処分をしたことが認められたときに、不適法な処分を取り消すために行われるもの（法27の2）との2種類がある。

このうち、②の保護処分の取消しの事由のうち、「本人に対し審判権がなかったこと……を認め得る明らかな資料を新たに発見したとき」とは、少年の年齢超過等審判条件の欠如が事後的に明らかにされた場合のみならず、非行事実がなかったことを認め得る明らかな資料を新たに発見した場合を含むと解されている。

この意味で、法27条の2に基づく保護処分の取消しは、保護処分決

定の確定後に処分の基礎とされた非行事実の不存在が明らかにされた少年を将来に向かって保護処分から解放するという「再審」類似の機能を果たしている。この取消しは、保護処分が現に継続中である場合に限られず、審判に付すべき事由の存在が認められないにもかかわらず保護処分をしたことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときは、処分の執行が終了した後も、本人の生存中に限り、これを取り消すことができる（法27の2II）。法27条の2の規定による保護処分取消事件と1の収容継続申請事件及び戻し収容申請事件は、少年保護事件に準じて家庭裁判所の審判手続によって処理され（法27の2VI、更生保護法72V、少年院法138V）、準少年保護事件と呼ばれている。

なお、法24条1項1号の保護観察に付された少年が、保護観察所長の警告を受けたにもかかわらずなお遵守事項を遵守せず、その程度が重いと認めるときは、保護観察所長は家庭裁判所に対し、少年院送致等の決定の申請をすることができる（施設送致申請事件。法26の4、更生保護法67II）が、施設送致申請事件も、同様にその手続が法24条1項の保護処分に係る事件の手続の例によるとされている（法26の4III）ことからすれば、準少年保護事件と位置付けることができよう。また、前記第7の6のとおり、法64条1項2号の保護観察の決定を受けた者が、遵守事項を遵守しなかったと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、保護観察所の長の申請により、家庭裁判所は少年院に収容する決定を行うところ（法66I）、その手続は、特定少年である少年の保護事件の例によるとされている（同II）。

## <参考>少年法の沿革

### 1 少年裁判所制度の歴史

少年の犯罪者に対して、成人の犯罪者と区別した特別な処遇を加える制度は、部分的にはかなり古くから見られるが、実体法や手続法、処遇の実施面等のあらゆる面を有機的に総合して特別の処遇を加えるようになったのは、19世紀末以後、各国において少年に対する非刑罰的な矯正的、教育的処遇を行う少年裁判所が続々と誕生するようになってからである。

19世紀の後半、産業革命に伴う犯罪の増加、常習化の波を前にして、特に少年の犯罪について関心が高まり、刑事学の発達と人道主義的思潮を背景に少年裁判所運動が推進された。そして、1899年世界最初の少年裁判所がアメリカのシカゴに設けられた。当時、その理論的基礎とされたのは、いわゆるパレンス・パトリエ(国親)思想であった。そこでは、非行少年に対する手続は、国がその親に代わって少年を保護、教育するものだとされた。つまり、非行少年については、家庭での監護教育がうまく機能していないので、国が親に代わって親権行使し、少年のために本来親がなすべき一定の措置を行うというわけである。こうした考え方の帰結として、少年裁判所が扱う対象には、犯罪を行った少年だけではなく、深夜はいかいや飲酒等の不良行為を行った少年、さらには、親による遺棄や虐待を受けた少年も含まれていた。

これに対して、少年法の目的を少年による再犯の防止を通じた社会の安全の確保にあるとする考え方もある。これは大陸法系の諸国でとられている考え方であり、これによれば、少年法は、明確に刑事司法制度の一部として位置付けられることになる。

### 2 我が国の少年法

我が国でも、明治末期から少年法制定の機運が高まり、研究が重ねられた結果、大正11年(1922年)、旧少年法が制定され、少年審判所が設けられて、18歳未満の犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年について保護処分を行うこととなった。

この少年審判所は、裁判所でなく、司法省管下の行政機関であったが、戦後昭和22年(1947年)に施行された新憲法は、基本的人権の保障を強くうたっていたので、強制力を伴う保護処分を行政機関が行うことは適当でないと考えられるようになり、昭和23年(1948年)、旧少年法を全面的に改正した現行少年法が制定され、翌年同法が施行され、少年審判を行う裁判所として地方裁判所と同格の家庭裁判所が新たに設けられた。そして、少年問題と家庭問題は密接な関係があり、同一の機関が総合的に取り扱うのが適当であるという理由から、家庭裁判所は、従来の家事審判所の機能をも吸収し、少年審判と家事調停・家事審判との双方を扱い、「少年の健全な育成」(法1)と「家庭の平和と健全な親族共同生活の維持」(旧家事審判法1)を目的とする裁判所として発足した。

現行少年法は、刑事特別法としての性格を持ち、犯罪少年のほか、触法少年、ぐる犯少年をも対象とするが、要保護児童、放任児童は、児童福祉機関の取扱いに委ねており、刑罰は、保護処分とは別個の手続によって、刑事裁判所で科すことにしている。特に、家庭裁判所が専門裁判所として設置され、全国的に統一された司法裁判所組織の一部門として確固たる地位を占めており、憲法上の資格のある裁判官が配置され、家庭裁判所調査官等の優秀な専門的調査機構を備えている点は、世界的に見ても最高の水準にあるといわれている。

主な改正についてみると、平成12年には、①少年事件の処分等の在り方の見直し(検察官送致可能年齢の引き下げ、一定の重大事件についての原則検察官送致等)、②裁定合議制度や検察官閥与制度の導入等を内容とする少年審判の事実認定手続の一層の適正化、③被害者への配慮の充実を柱とする少年法等の一部改正が行われ、その後、平成16年には、被疑者に対する国選弁護人制度が導入されたことに伴い、少年法が一部改正された。また、平成19年には、①触法少年に係る事件の調査手続の整備、②14歳未満の少年の少年院送致、③保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置、④一定の重大事件等につき、裁量による国選付添人制度の新設を柱とする少年法等の一部改正が行われ、平成20年には、①被

害者等による少年審判の傍聴、②被害者等に対する審判の状況の説明、③被害者配慮制度の拡充、④少年の福祉を害する成人の刑事事件に関する管轄の変更をする少年法等の一部改正が行われた。さらに、平成26年には、①裁量による国選付添人制度と検察官関与制度の各対象事件の範囲の拡大、②少年の刑事事件に関する処分の規定の見直しを柱とする少年法等の一部改正が行われた。令和3年には、18歳及び19歳の者を「特定少年」として、特定少年につき、①平成12年改正により新設されたいわゆる原則検察官送致対象事件の範囲の拡大、②保護処分は「犯情の軽重を考慮して相当な程度を超えない範囲内」で行い、ぐ犯による保護処分は行わないこと、③刑事処分相当を理由とする検察官送致決定があった後は、少年法が定める刑事事件の特例は原則として適用しないこと、④公判請求された場合にはいわゆる推知報道を解禁するなどの、17歳以下の少年とは異なる取扱いをする特例等を定める少年法等の一部改正が行われた。

**リサイクル適性(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。